



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



保育所入所式（東山保育所）

2019. 5
No. 144

第1回定例会報告.....P 2～3

議会日誌.....P 3

代表質問.....P 4～17

第1回 定例会 報告

平成31年度各会計予算等を審議する第1回定例会は、3月4日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会しました。

3月11日に再開し、5名の議員により町政各般にわたり代表質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、3月15日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第23号までの23件は原案可決となりました。

《予算》

○平成31年度一般会計予算
霊苑大規模改修事業費約1億9百20万円及び義務教育学校検討事業費約1千66万円などが決まりました。

○平成31年度国民健康保険特別会計予算
特定健康診査業務等委託料約8百60万円などが決まりました。

○平成31年度臨海部土地造成事業特別会計予算
岩内港土地鑑定評価業務委託料約32万円などが決まりました。

○平成31年度公共用地先行取得事業特別会計予算
土地開発基金繰出金約26万円が決まりました。

○平成31年度介護保険特別会計予算
指定管理者（デイサービスセンター）業務委託料約3千7百53万円などが決まりました。

○平成31年度深層水事業特別会計予算
深層水分水計装システム機器保守管理業務委託料約72万円などが決まりました。

○平成31年度後期高齢者医療特別会計予算
後期高齢者健康診査業務等委託料約百62万円などが決まりました。

○平成31年度水道事業会計予算
配水管改修等工事費2億5百10万円などが決まりました。

○平成31年度下水道事業会計予算
MICS処理施設建設工事委託料5億3千万円などが決まりました。

○平成30年度一般会計補正予算
八千代の沢円山線（外1線）道路改築工事費約6千73万円及び都市公園施設改修工事費3千4百40万円等について減額補正しました。

○平成30年度介護保険特別会計補正予算
訪問給食サービス業務委託料約77万円等を追加補正しました。

○平成30年度下水道事業会計補正予算
一般会計補助金約8百22万円等を追加補正しました。

《条例設定・改正・廃止》

○岩内町水資源保全条例設定
水資源の保全を図るため、条例を設定しました。

○岩内町土地環境保全条例設定
土地環境の保全を図るため、条例を設定しました。

○岩内町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例設定
岩内郡漁業協同組合及びきょうわ農業協同組合岩内支所の放送施設廃止等に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○非常勤職員に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例設定
非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給額等について、改正をしました。

平成31年度 一般会計・特別会計予算
公営企業会計予算

102億8,586万円 決まる!!
24億7,484万円

○岩内町布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例設定

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正をしました。

○岩内町訪問介護費助成条例を廃止する条例設定

低所得者に対する利用者負担の一部を助成する経過措置期間が終了しているため、廃止しました。

○岩内町議会委員会条例の一部を改正する条例設定

岩内町議会建設産業委員会の委員の定数について、改正をしました。

《その他》

○公の施設の指定管理者の指定

岩内町デイサービスセンターの管理を社会福祉法人岩内町社会福祉協議会に指定しました。

○公の施設の指定管理者の指定

木田金次郎美術館の管理を特定非営利活動法人岩内美術振興協会に指定しました。

○岩内港港湾区域内公有水面埋立

岩内港港湾整備計画に基づく老朽化対策事業の実施にあたり、埠頭用地の造成を目的とした公有水面埋立承認出願への答申について、議決しました。

審議した意見書

意見案第1号から意見案第2号までの2件は原案可決となりました。

○国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書：原案可決

○教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書………原案可決

可決された意見書は、それぞれ関係機関に送付しました。
意見書の内容については、18ページをご覧ください。

議 会 日 誌

2月	1日	岩内観光協会新年会員懇親会
	7日	総務委員会
	8日	議会運営委員会
	12日	第1回臨時会
	12日	議会運営委員会
	13日～14日	後志町村議会議長会定期総会
	19日	原子力発電所問題特別委員会
	20日	建設産業委員会
	21日	社会文教委員会
	22日	総務委員会
	25日	北海道町村議会議長会70周年記念式典・祝賀パーティー
	26日	社会文教委員会
	27日	建設産業委員会
	28日	総務委員会
3月	1日	岩内高校卒業証書授与式
	1日	議会運営委員会
	4日	第1回定例会招集
	6日	岩内町スポーツ表彰式・芸術文化表彰式
	11日～15日	第1回定例会再開
	15日	建設産業委員会
	26日	保育所修了式
4月	2日	保育所入所式
	2日	社会文教委員会
	4日	建設産業委員会
	8日	岩内高校入学式
	13日	前田の家新築落成式
	17日	北海道新幹線・北海道横断自動車道期成会監査
	21日	町議会議員選挙投票日

代 表 質 問 (要 約)

3月11日～13日 5名の議員による代表質問が行われました。

大 田 勤 議 員 (日 本 共 産 党 議 員 団)

泊原発敷地内断層11本が入っていない原子力防災計画では

住民の命は守れない



は、地震発生時の震源の断層の場所に関わらず、泊村の震度を基に判断しているため、計画には、この断層は記載されていない。

3. 自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能なため、災害時の被害を最小化する「減災」に向けた体制整備が必要である。

防災体制の整備に「終わり」や「完璧」はないとの認識のもと、今後とも災害・危機管理対策の実施体制の継続的な充実・強化に取り組む必要がある。

4. 地震被害想定断層モデルは、データが十分ある対象検討地震の中から、大学教授、気象関係者などが専門的な見地から選定している。

5. 泊発電所周辺地域原子力防災計画は、防災訓練の検証結果や、過去の災害・事故の教訓などを踏まえ修正を重ねてきており、今後も、必要に

■質 問■

1. 泊発電所周辺地域原子力防災計画は北海道地域防災計画の見直しに沿って改訂としたが北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会は計画の見直しに参画しているのか。

2. 北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会は、地震被害想定を行うための対象地震として31地震193断層モデルを設定しているが、泊原発敷地内にある11本の断層は入っていない。なぜ、泊発電所周辺地域原子力防災計画なのにこの断層が入っていないのか。

石狩低地東縁断層帯主体の冬期早朝5時、震度

7. 16の被害想定値と、昨年9月6日に発生した厚真町震度7の被害状況の数値は被害想定値が現実的な数値である事を示している。

3. 地震被害想定調査結果と胆振東部地震の被害状況の死者数、建物被害総数は想定を上回っている。町としてどのような対策を考えたのか。

後志管内で人的被害が最大となる地震・北海道留萌沖マグニチュード7.8の想定で建物被害、人的被害などが想定されているがこの被害想定に泊の敷地内の断層を想定

していない。

4. 原子力規制委員会は敷地内断層を「活断層の可能性が否定できない」と見解を表明しており、被害想定断層に加え、検証すべきではないか。

5. 泊原発内の11本の断層も防災計画の中に入れず岩宇4町村や30キロ圏の後志住民が避難計画を立てる事は許されず、泊発電所周辺地域原子力防災計画を見直す町として地震被害想定調査結果だけでは防災計画に瑕疵があると言わざるを得ない。

避難計画の見直しが必要でこれで住民の安心安全は確保できるのか。

■町 長■

泊原発の再稼働など論外。再生可能エネルギー主体の電力事業にすべきと道や北電に町長は決断を促すべきと思うが所見を伺う。

1. 北海道防災会議地震火山対策部会専門委員会は、北海道地域防災計画の見直しには関わっていないが、泊発電所周辺地域原子力防災計画の見直しには関わっていない。

2. 泊発電所周辺地域原子力防災計画は、原子力施設の状態等に基づく緊急時判断基準であるEALを基に住民等の防護措置の実施手順などを記載しており、このEAL

応じて見直しや修正を行い、原子力防災対策の更なる充実・強化に努めていく。

また、泊発電所の再稼働については、規制委員

会の厳正な審査を踏まえ、更なる安全性の向上に努めながら、国及び電力事業者が判断すべきものと考えており、再生可能エネルギー主体の電力

事業への決断に關しても、エネルギー基本計画など国のエネルギー政策上の位置づけも踏まえながら、電力事業者が判断すべきものと考えている。

にすべきでは。7. 協議会の今後の改善点では、全体の停留所配置のバランスや各停留所の乗降人数の需要傾向の分析、乗降人数の少ない便数の減便や運行ルートの変更などを検討するとしているがどのような検討を行っているのか。

10. 円山地区の交通体系は地域住民や観光事業者の意見を踏まえ協議会で調査検討するとしたがどのような検討を行っているのか。

住みよい町づくりに欠かせない

ノッタライン、住民意見を

取り入れた運行と路線の拡大を

■質問■

循環バスノッタライン

の収支改善のための乗車料金の見直しや有料広告の実施、持続可能な運行形態の検討。円山地区の交通体系は岩内町地域公共交通活性化協議会で調査検討すると町政執行方針で述べた。

運行形態の改善が求められている。

2. 一層の利用促進で地域住民が安全・安心に外出できる機会を確保するためどんな改善策を考えているのか。

平成31年10月から乗車

料金の見直しを協議会で検討課題としている。

1. 収支改善のため乗車料金の見直しとしてい

3. 収益改善のための利用料金の値上げは、国庫補助金を受け、住民の生活の足を確保すること

ができた地域公共交通のあり方と違うのではないのか。

日本共産党岩内町委員会が全町に行ったアンケートでは特に「ノッタラインの路線拡大でもっと便利に」が多く現行の

6. 料金の値上げではなく利用しやすい施策が必要で、料金は100円

9. 定時定路線以内の自宅に近い停留所以外でも降車できるよう、住民の利便性を考え検討すべきでは。

12. 「各スポーツ活動の場を提供し健康づくり

3. 運行経費の一部には、町の補助金も支出していることから受益者負

4. 富山市では、高齢者対象の割引制度を実施。定期券の利用日では、平均歩数が増。公共交通の利用が医療費削減に効果を発揮としている。

8. アンケートでは、「ノッタラインの路線拡大」「買い物など生活圏の拡大」「停留所の増設（町中から大浜通り）」「運行時間を短縮」

11. アンケートでは「円山温泉循環路線を」が多く「円山地区の開発、外国人観光客の誘致を町として掲げて廃線はおかしい。町内に銭湯がなく温泉に行くのも不便。逆行するようないことはしないで欲しい」「車のない人は円山温泉に行けない」「温泉地区の衰退に繋がる。森林公園も含め発展を考えるべき」など、多くの住民への対応にどう取り組むのか。

13. 住みよい町づくりに欠かせないノッタラインの運行は住民意見を取り入れた運行と路線の拡大で「住んで良かったと思える町になるよう全力で取り組む」という町長の本旨ではないのか。

■町長■

1. 2. 運行開始以来、乗車人員は増加し、運行収入も伸びている。無料対象者の設定や料金設定が低廉であることが収支率の低い一因であり、運転手確保のための人件費の増加や消費税率の見直しに伴う運行経費の増加に対応するため、料金の見直しを検討する必要があります。

3. 運行経費の一部には、町の補助金も支出していることから受益者負

担を基本としている。

4. 5. 住民の移動手段の確保、まちづくりや

地域活性化、安全・安心な暮らしの実現などに加え、収支バランスを含めた運行形態が地域に合ったものであることを大前提に、地域公共交通の持続と求められる役割を果たしていきける。

6. 本格運行2年間の

収支率は、他の自治体事例から低い値であることから、見直し料金は、収支率や町の負担額、既存路線バスの値上げ幅などを参考に、運行事業者と充分協議の上、判断し、料金の設定を行うことで持続可能な地域公共交通が確保される。

7. 8. アンケートの

意見・要望と運行データを蓄積し、効果的・効率的・経営的な視点から分析・改善を行い持続可能な運行形態を構築する。利用者の声は大変貴重な全てのニーズに答えることは困難であるため、

地域公共交通の持続を前提にニーズに答えるよう努力する。

9. フリー降車の導入

は、ダイヤの乱れが生じて路線バスに乗り換えができないマイナス面についての情報もあることから、今後の課題と認識している。

10. 11. 協議会において、

ノックアウトと乗合タクシーのメリット・デメリットや運行体系について比較検討を行い、国などの補助制度等を活用した実証運行などを踏まえ、事業化の検証について進めることを確認した。

引き続き、温泉施設を利用する一般町民、アリスの里団地の住民、円山循環線の沿線住民、観光事業者からの意見なども踏まえながら、協議会において検討する必要がある。

12. 円山循環線の新たな

交通体系の具体的な事業化が進む中で必要性を

検討すべきであり、パークゴルフ場を利用する方の声、円山地域連携会議での検討、パークゴルフ場の増設による需要などをおいて検討が進められると考えている。

13. 地域公共交通の確保・維持・改善の進め方

は、利用者の意見・要望に迅速に対応することも大切だが、多様なニーズを全て網羅することは困難であるため、地域経営の一環として考える観点が必要であり、最終目標としてまちづくりや地域活性化、安全・安心な暮らしに繋がる持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組んでいく。

住宅困窮世帯が安心して

居住できる公営住宅の公募増や

住宅セーフティネットの活用で

住宅確保要配慮者に住居を

■質問■

用途廃止団地の除却が進められ、平成31年1月現在、管理戸数は1,398戸、利用率は59.44%と報告している。

1. 未利用の公営住宅の現況は。公営住宅等内部修繕工事費25戸分1,800万円は未利用戸数の何%か。公営住宅等修繕工事費7戸分550万円は未利用戸数の何%か。新年度に計上しているこれら工事費以外の未利用戸数と割合は。

2. 31年1月現在、半数近くが未利用戸数と読めるが、未利用戸数の中に今後、用途廃止で除却される公営住宅戸数は含まれるのか。含まれるとすれば何戸か。

3. 町内の道営住宅は管理戸数は何戸で、利用率は何%か。空き住宅は何戸か。

公営住宅は、住宅セーフティネットの根幹をなすものだが住み替えによる住宅の工事費では住宅セーフティネットの役割を果たせない。

4. 公営住宅で单身世帯が入る戸数は何戸か。

5. 年間の公募で単身者は何戸公募できるのか。

6. 低廉な公営住宅に住みたたくても公募数が少なく民間の賃貸住宅に住むことになる。町が把握している民間アパートの平均家賃はいくらか。

住宅生活基本計画では、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、ホームレス等の住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」）が住宅を確保できるように、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進し、これらが相まった重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指すことである。

7. 住宅に困窮する生活保護世帯、子どもを養育する父子家庭や母子家庭、高齢者などに対する対策はどの様に取り組みれてきたのか。



8. 長寿命計画では、居住支援協議会に対する支援を行うとされているが、協議会の活動内容と町として協議会へ支援はどのようなことを行っているのか。

住宅セーフティネットの根幹である公営住宅は大幅な増加が見込まれないことから「新たな住宅セーフティネット」が17年10月に開始された。

9. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度とは。町ではこうした登録はあるか。

10. 高齢者等に適した民間賃貸住宅が十分供給されていないこと、民間賃貸住宅での家賃滞納、孤独死などの不安から入居が制限される方等に対し入居を拒まぬよう地方公共団体が主体的に取り組んでいく必要があるとしているが町の施策は。

11. 低額所得者には家賃低廉化、家賃債務保証

料の低廉化に係る補助が規定されているが補助率や補助限度額はどの様になっているのか。

こうした制度を使って入居した戸数は。

法に定める住宅確保要配慮者居住支援協議会や地域住宅協議会を積極的に活用し地方公共団体においては公営住宅を含む公的賃貸住宅及び登録住宅の供給の目標を設定すると規定している。

12. 登録住宅の目標値はどのように設定したのか。

公営住宅への公募増加が見込まない単身世帯、低額所得者、生活保護世帯、子育て世帯が低廉で安心して住めるよう居住の安定の確保が急がれると思うが町の計画は。

13. 入居を拒まない登録住宅の数を増やし、家賃低廉化措置の対象となる要配慮者専用住宅の登録は町として住宅困窮者の実態を把握し、生存権に基づき福祉施策として

この制度を生かすよう取り組みを強めることが必要と思うが所見を伺う。

■町長■

1. 2. 未利用戸数は

567戸だが、これには用途廃止・用途廃止予定の相生改良住宅50戸、東相生改良住宅116戸、東宮園団地平屋16戸、島野B団地56戸、みどりヶ丘164戸、計402戸が含まれ、除いた未利用戸数は165戸であり、住替用内部修繕予定の25戸は約15%、公募用修繕予定の7戸は約4%で、除いた未利用戸数133戸は約81%。

3. 昨年3月31日時点で124戸と把握していたが、4月1日より、指定管理者である民間事業者の管理になったため、把握していない。

4. 5. 単身世帯が入居可能な管理戸数は275戸だが、このうち160戸が長寿命化計画により新規公募を控える宮園・野束団地平屋であ

り、残り115戸は、明け渡しとなる戸数が少なく、年間で公募できる戸数は非常に限られるが、住替事業を優先する中でも公募を検討する。

6. 把握していない。

7. 公募時の住宅困窮度把握項目で、いずれもポイント加算されるように設定し、配慮している。

8. 活動内容は、民間賃貸住宅等の情報発信や、住宅相談会の開催など住宅相談サービスの実施など。

居住支援協議会への支援は、「住生活基本計画（全国計画）」での記載であり、国が支援を行うもの。

9. 制度内容は、民間賃貸住宅賃貸者が「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅」として、都道府県・政令市・中核市に賃貸住宅を登録し、登録された都道府県等がその情報を広く提供すること

で住宅確保要配慮者へ

情報提供ができるもの。なお、町内で本制度による登録はない。

10. 13. 新たな住宅セーフティネット制度は、民間賃貸住宅の活用を目的にした制度だが、高齢者や障がい者等には「バリアフリー化」、子育て世帯には「ゆとりのある面積」などが求められ、また登録条件として耐震化等も必要となり、これら全ての対応は難しく、制度活用が進まないと考える。

そのため、現段階において、住宅セーフティネットの根幹である町営住宅を、住宅確保要配慮者に対する供給住宅としている。

11. 家賃低廉化補助は、登録住宅の家賃を通常の家賃より減額した賃貸者に減額分を補助するもので、補助率は100%、補助限度額は1戸あたり月4万円、国と自治体で2分の1ずつ負担するもの。

家賃債務保証料低廉化

補助は、登録住宅の家賃債務保証料を通常の保証料より減額した業者に減額分を補助するもので、補助率は100%、補助限度額は1戸あたり6万円、国と自治体で2分の1ずつ負担するもの。なお、この制度の利用戸数はない。

12. 新たな住宅セーフティネット制度では、市町村は法に規定する「市町村賃貸住宅供給促進計画」を策定でき、その中で、公営住宅を含む公的賃貸住宅及び登録住宅の供給目標を定めるとある

が、計画策定は努力規定であり、町では策定していないことから、目標値の設定はない。

なお、本計画は現在まで20都道府県・3市町で策定され、北海道策定の計画における供給目標量は「平成37年度までに6,600戸」となっている。



施設一体型義務教育学校は

諸課題解決の方策になるのか

■質問■

平成31年度の予算で、義務教育学校検討事業として、視察旅費65万2千円と義務教育学校基本構想及び基本計画策定業務委託料1千1万2千円となっている。

1. 義務教育学校基本構想と基本計画策定を、なぜ委託しなければならぬのか。

2. 学習環境推進計画検討委員会で検討するべき課題ではないか。

平成36年度に、施設一体型義務教育学校を開校として結論ありきで進んでいる。

3. 子どもの権利条約第12条「児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と定めている。施設一体型義務教育学校の検討に

あたつて、子どもの意見表明権をどのように確保しているか。

4. 子どもたちの実状がよくわかる教職員の意見は。また、それらはどう反映されているか。

5. 保護者、住民への説明と意見交換は、いつ、どのようにしているか。今後の予定は。

施設一体型小中一貫校と通常の小学校・中学校（非一貫校）の児童生徒を対象とした全国アンケート調査の結果、小中一貫校の小学生4～6年生は、自信や自己価値、友人関係、学校適応感、疲労、学業に共通して、非一貫校の小学生と比較してネガティブな傾向であることが示された。

6. 第3回学習環境推進計画検討委員会で、施設一体型義務教育学校を

決定したが、児童生徒にとって厳しい環境になるのではないか。

7. 中央教育審議会答申では、小中一貫校で施設一体型は148校で13%に過ぎない。分離型や隣接型ではなく施設一体型とした理由は。

中一ギャップなどの問題解決のために小中一貫教育を構想、実践しようとしているが、文部科学省によれば、中学1年生の不登校生徒の半数は小学4～6年生の30日以上

の欠席相当の経験を持つ。中学1年生の不登校生徒の75～80%は小学校高学年で休みがちな児童。いじめの被害経験率は小学校の方が中学校よりも高いことが明らか。問題は小学校時代に既に始まっていると考えられるとしている。

8. 中一ギャップをど

のように考えているか。

9. 人格の発達は、一人ひとりの個性を大切に

する教育によつてのみ実現可能なため、「初等教育はとくに少人数学級」が強調される。施設一体型義務教育学校がふさわしいとする理由は。

10. 町では3校の小学校が2校になり、施設一体型義務教育学校の検討が始まっている。このような大きな課題は、住民参加で是非を問うアンケートをもとに決めるべきではないか。

1. 既存校舎を活用した場合と新校舎を建設した場合の事業費の比較など、専門的な角度からの調査も必要なことから、平成31年度予算に、義務教育学校基本構想及び基本計画策定業務委託料を計上した。

2. 検討委員会で熟議をし、意見等を反映した構想や計画の策定を行う。

3. 4. 5. 検討委員

会では、教職員や保護者、地域住民が、子ども達に真摯に向き合い、健やかな成長を育むことができ

る教育環境の実現を熟議した中で、基本理念や基本方針等を決定したところであり、今後、児童生徒や保護者、教職員等が求めるニーズの把握に努め、あらゆる見地から、総合的に協議・検討を進める。

6. 7. 検討委員会で

は、一貫した教育方針のもと、生きる力を育成するために有効な学校経営を小中一貫教育の推進と決定し、小中一貫教育に適合した学校マネジメントを可能とする施設として、施設一体型義務教育学校の導入を決定した。

また、先進地の事例では、学力向上対策の充実、不登校や非行問題の抑制など、種々の課題が軽減されるとの事例が発表されていることから、今後、町に即した、より良い教育環境の実現に向けた方策を熟議し、児童

生徒にとつて、最適な環境となるよう努めたい。

8. 送り出す小学校と

受け入れる中学校の、学校間連携の在り方を見直す必要性が、大きくなつてきていると考えている。

9. 現在、学校では、児童生徒一人ひとりに寄り添い、発達や個性を大切にすることを考え、教育を進めており、学校施設の形態等が変化することになつても、児童生徒に対する教育理念や方針、指導方法が変化するものではない。

10. 義務教育学校の設置は、今後の町づくりに大きな影響を及ぼすことから、長期的な視点に立ち、町づくり、財政運営など、関連する部局において、あらゆる角度からの検討が必要であるが、住民参加で是非を問うアンケートを行うことについては考えていない。

中家正希議員（志政クラブ）

企業誘致の状況について



■質問■

企業誘致は、雇用創出や設備投資促進、税収の増加などにより、地域経済の活性化や各自治体における歳入増加が見込まれることから、外部資源導入による地域振興策として、重要な役割を果たしてきた。

町においても、企業誘致は地域の活性化にとても欠かせないものであり、その取り組みについて伺う。

1. この3年間の町外からの企業の立地状況は。

2. 町外からの立地企業のこの3年間の製造品出荷額及びその町内企業全体の製造品出荷額に占める割合の推移は。

3. 企業誘致のための

町内・町外ごとの企業訪問の回数、訪問した企業数とその業種についてこの3年間の実績は。

4. 現在、町内に立地を検討している企業は存在するのか。

5. 進出する企業にとって優良な人材・労働力の確保は必須条件とも言えるが、そのような人材を養成する施設・機関等が町内にあるのか。あるとすれば、そこはどのような実績があり、どのような運営がされているのか。

6. 企業誘致の施策に関する今後の展望は。

■町長■

1. 平成28年度に1社、平成30年度1社が立地している。

2. 製造品出荷額について、平成27年度は、立地企業、約12億2千4百万円、町内企業全体、約92億2千万円で、割合は13.3%。

平成28年度は、立地企業、約12億8千8百万円、町内企業全体、約86億6千4百万円で、割合は14.9%。

平成29年度の国の統計調査のデータは公表されていない。

3. 平成28年度は、町内企業、延べ18回4社、町外企業、延べ142回93社で、主に製造業、食品加工業、農業関連など。

平成29年度は、町内企業、延べ31回12社、町外企業は延べ80回65社で、主に製造業、小売業、農業関連など。平成30年度は、町内企業のみ、延べ167回40社で、主に製造業、サービス業、運送業、小売業など。

4. 現在、町との間で立地を検討している企業は、食肉加工業をはじめ3社である。

5. 町内には、職業訓練施設として、岩内地域人材開発センターがあり、土木工事や建築工事等の認定訓練を実施しているほか、各種業務に必要な知識や資格習得に関する講習、また、パソコンの基礎・活用講座など各種講座を開催している。運営は、岩宇4町村の商工・建設業団体で構成する職業訓練法人岩内地域人材開発センター運営協会が行っている。

6. 町外からの進出を検討する企業への対応のほか、町内企業への取り

岩内町総合計画について

■質問■

組みとして、設備投資等に係る補助制度の情報提供や申請手続の支援を行っているっており、今後も地元企業の安定化に力点を置いた、補助金活用などの支援を通じ、労働力不足の軽減や生産効率の向上の設備投資が行われることで、地域における経営基盤の強化や生産性の向上などに成果があがるものと考えている。

1. 都市基盤の整備に関する主要な施策の成果と問題点、課題は。

2. 生活環境の整備に関する主要な施策の成果と問題点、課題は。

3. 産業基盤の強化に関する主要な施策の成果と問題点、課題は。

4. 健康・福祉の向上に関する主要な施策の成果と問題点、課題は。

5. 教育・文化の振興に関する主要な施策の成果と問題点、課題は。

6. 協働のまちづくりに関する主要な施策の成果と問題点、課題は。

7. 現行の計画実施におけるPDCAサイクルの実践例は。

8. 今後、いわゆる「総合計画」を新たに策定する予定があるのか。

■町長

1. 土地利用については、都市計画区域内の白地地域における特定用途制限地域の指定を条例制定し、平成31年度から施行予定。

都市計画道路の整備については、3・4・13薄田通を整備中であり平成31年度の完成を予定。

海岸保全対策については、国が整備中の野東海岸防波護岸が平成32年度の完成を予定。

2. 上下道の整備については、配水管の改修を実施しており、浄水場は平成31年度に耐震診断を実施する予定。

下水道の整備については、主に東山・栄・宮園の污水管整備を進めており、下水道管理センターの停電用発電機の整備に

向け平成31年度より実施設計に着手する予定。

防災体制の充実については、町内会・自治会の会長・役員を対象とした「地域防災力向上セミナー」を開催し、災害時に必要とされる人材の育成を図ってきた。

3. 漁業の振興については、種苗放流や藻場造成の取り組みを通じ、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を進めている。

商業の振興については、商工会議所の商店街活性化事業などへの助成を継続する中で、「あきんど市事業」「軽トラック市事業」などが定着しているほか、空き店舗活用支援事業では、補助制度を活用した起業者が商店街に新規出店している。

工業の振興については、いわない食品工業研究会との連携による高付加価値商品の開発において高い評価を受け、新たな機械設備を導入するに至っている。

4. 高齢者福祉の充実については、認知症初期集中支援チームを中心とした認知症支援事業を重点実施し、生活支援に関する社会資源の把握やサービスマッチング等の調整役となる「生活支援コーディネーター」の新たな配置を実施している。

障がい者福祉の充実については、岩宇地域の在宅障がい者の就労・作業訓練等の場となる、地域活動支援センター「前田の家」建替事業への財政支援を実施している。

児童福祉の充実については、入所児童数の減少や施設の老朽化に伴い、東山保育所と中央保育所の用途を廃止し、町の基幹的な役割を担う新たな保育所整備に着手する。

5. 学校教育の充実については、学校と保護者、地域住民などが連携したコミュニティスクールの検討、小中一貫教育の導入に向けた取り組み等を推進し、解りやすい授業の展開や工夫・改善が行

われ、児童生徒の学力は底上げ傾向になつており、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、充実した学校生活を送ることができているものと考える。

6. 各種計画や条例改正などでは、関係団体からのヒアリングや説明会の開催、パブリックコメント等により広く住民の声を取り入れている。なお、平成30年度中には、パブリックコメントの基準を設定し、意見募集制度の更なる強化・充実に努める。

また、主要な施策の問題点、課題については、現計画の最終年度にあたる本年度が終了していないことから現段階における総括はしていないが、個別の問題点・課題として、人口減少及び少子高齢化を見据えた都市機能の集約や居住の誘導により生活利便性の維持向上を図るコンパクトな町づくりの検討や、新国保制度の施行に伴い安定した財政基盤確立のため総合

的な視点に立った保険税率の改正に向けた検討に着手することや、学力向上対策の更なる充実、いじめの撲滅、不登校や非行問題の抑制、教職員の働き方改革の推進、老朽化した学校施設の改修や教育備品の更新・充実などがあ

7. 行財政資源を最大限効果的に実行するため非常に有効的な手法であり、平成29年度から試行的に各事業における有効

性、必要性、経済性の3つの指標を設定し、評価を実施している。

8. 今後の予定は、従来型の事業展開に重点を置いた計画ではなく、地域の課題解決と地域活力の維持・向上に高い効果を上げられることが極めて重要であると認識していることから、総合計画という形のみにとらわれないことな

り、平成29年度から試行的に各事業における有効性を、必要性、経済性の3つの指標を設定し、評価を実施している。

漁業の振興について

■質問

高まつている。

我が国の水産業をめぐる情勢は、漁船の高齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の魚離れが進んでおり、また、世界的に水産資源の需要が高まっている中で、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性も一層

1. この3年間の漁獲量及び漁獲金額の推移は。

町においても、漁業・水産加工業といった水産業は依然として地域の基幹産業であり、その振興は地域経済の活性化に大いにつながるものと期待されることから伺う。

2. ここ3年間の主要魚種ごとの漁獲量及び漁獲金額の推移は。

3. ここ3年間の岩内郡漁協の組合員数の推移は。

4. 漁業所得向上のための施策の実施状況とその成果は。

5. 漁業の担い手を増やす施策の実施状況とその成果は。

6. 漁業振興施策に関する今後の展望は。

1. 岩内郡漁協によると、平成28年、1千656トン、9億7千940万円。平成29年、1千941トン、12億6千352万円。平成30年、1千519トン、8億4千490万円。
2. 平成28年は、イカ512トン、4億3千412万円。サケ237トン、1億2千932万円。ナマコ36トン、1億6千

514万円。

平成29年は、イカ771トン、4億3千197万円。サケ406トン、3億8千682万円。ナマコ32トン、1億8千538万円。

平成30年は、イカ504トン、3億93万円。サケ188トン、1億1千713万円。ナマコ28トン、2億622万円。

3. 平成28年、57名。平成29年、61名。平成30年、60名。

4. 漁業経営の安定を図るため、「種苗放流事業」や「ナマコ等増養殖実証事業」などの資源増大事業を事業主体となる岩内郡漁協の意向のもと、

と、多岐にわたる支援を行っている。漁業振興は、長い期間での継続した取り組みにより、効果が期待できると考えている。

5. 6. 道では、漁業者の高齢化や漁業資源の減少などの現状と課題を踏まえて「日本海漁業振興基本方針」を策定し、各地でモデル事業を展開している。町では、各地の実証試験の状況など有用な情報があれば、岩内郡漁協と検討を行っている。漁業振興は、重要な施策であると認識しており、これまで同様に岩内郡漁協との情報共有・意思疎通を十分に行い、関係機関と連携しながら、引き続き取り組み。



金沢 志津夫 議員 (新政クラブ)

町の津波対策は



■質問■

道が示した地震による最大津波予測は雷電沖で15.5mであり、岩内港で最大6.87mの津波が襲来し、町の3分の1で水没が想定され、甚大な被害が予想されるため、津波対策は緊急の課題であることから質問する。

1. 町が作成した防災ハンドブックによれば、津波の浸水予測範囲と到達時間、最大遡上高は示されているが、具体的な被害想定はなく、危機管理意識が感じられない。津波浸水区域では具体的に道路や家屋、車両、船舶、人的被害が想定されるべきだが、津波シミュレーションはどのように作成されているか。

2. 津波浸水区域には、野束川から上流に遡る津波の範囲が示されているが、東日本震災では遡上する津波の破壊力は想像を絶するものがあり、周辺への被害も甚大と考えられることから河川の改修など最大限の対策を講ずるべきだが、具体策は。

3. 町は地震、津波を想定した避難訓練を2回実施している。暴風雪時などの過酷訓練や、住民の避難誘導など複合的な災害訓練は繰り返し実施するべきだが、今後の取り組みは。

4. 最大の防御を考えれば離岸堤や防波護岸の設置は住民の安全を守る唯一の安心策である。

ソフト面だけでなくハード面の対策を急ぎ、国や道への要望をさらに加速させるべきと考えるが、町の対応を伺う。

■町長■

1. 平成22年3月に道が公表した日本海沿岸の「津波浸水予想図」と、平成26年8月に国が公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の報告をベースに、新たな検討が加えられたもので、現状で予想する最大の津波をシミュレーションしたものである。

シミュレーションでは、水面が最も高い位置にきたときの「浸水深」、陸域に津波が遡上した場合の「最大遡上高」、第一波が到達するまでの時

町の歳入不足対策は

間などが試算されており、この公表結果をいち早く、広く町民に周知するため岩内町防災ハンドブックに掲載した。

2. 道が公表した津波浸水想定は、現状で予想しうる最大クラスの津波による浸水範囲と浸水深などを想定している。

この津波浸水想定区域においては、人命を守るという考え方のもとに、地域特性を踏まえた総合的な津波防災地域づくりを検討し、対策を効果的に推進している。

新たな津波対策にあたり、二つのレベルの津波の想定が必要とされ、一つは、数百年から千年に一回程度の極めて低い頻度で発生する、予想しうる最大の津波であり、もう一つは、津波の内陸侵入を防ぐ施設等を建設する上で想定する数十年から百数十年に一回程度の比較的発生頻度が高い津波である。

道が想定した津波浸水想定は、予想しうる最大の津波でありその対策と

しては、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難中心の対策を充実強化することが重要とされる。

したがって、最大の津波に対する河川改修の具体策については、現時点では考えておらず、今後国又は道から、新たな津波シミュレーション結果など、重要な防災情報が得られた際には、町全体の津波防災・減災対策を進める中で、河川改修の必要性も含め検討する。

3. 防災対策の最重点課題として平成28年度より実施しているが、防災訓練を繰り返すことは、町民の防災意識の向上や、いざという時の避難行動につながるほか、職員の技術向上と、防災関係機関の連携強化にもつながるため、災害の種類や訓練想定、訓練対象区域などを検討した中で今後も継続実施していく。

4. これまで、町として、離岸堤の設置等について検討してきたが、町

での整備は多額の費用が伴い困難であるため、整備手法を検討した結果、野東・敷島内海岸について、国の道路事業としての実施を協議し、現在、野東海岸の大型防波護岸の整備が進められている。

異常気象による越波や海岸浸食、さらには津波から地域住民の生命、財産を守る海岸保全対策は大変重要と認識しており、対策全般の整合性や実現性から事業手法等を検討するとともに、引き続き、国への要望や海岸を管理する道との協議を行うなど、問題解消に向けた取組みを継続する。



■質問■

町の歳入不足は、町民の生活を維持する総てに悪影響を与えるもので、住民サービスの低下は地方自治の本旨に関わる問題でもあることから、質問する。

1. 町税収入を柱とした歳入の見通しと、収納率の推移は。

2. 財政調整基金など積立金の増額で町の財力を補強する対策は。

3. ふるさと納税基金は増額傾向にあるが、更なる事業の推進と対策は。

4. 町債は町の借金を増加させる根源であり、許容範囲と現在の町の負債額は。

5. 町が保有する財産と売却可能な不動産、企業誘致の取り組みの現状と対策は。

6. 2045年の町の

人口推計は5千834人で、人口が半分以下になる自治体の一つとされているが、人口減少に伴い、行政のスリム化、効率化、機構改革などは当然視野にあると思われるが、その判断時期はいつか。

■町長■

1. 町税全体の収入は、平成26年度では約12億4千万円に対し、平成30年度は約11億8千万円と見込まれ、この5年間で約6千万円の減収で推移している。この要因は、法人町民税や町たばこ税の減収で、地域経済の景気回復の遅れと、町民のたばこに対する意識の変化によるものと推測しており、今後も町税全体の減収傾向が続くものと推察している。

次に、地方交付税は主に普通交付税になるが、年々交付額が減少する中、平成30年度では微増となったものの、今後も

低位で推移し、基本的には人口減少などにより減少傾向で推移していく見通し。

国庫支出金や道支出金は、各事業の業務量や制度改正などにより交付額も増減するため、見通しについては難しい状況である。

歳入の確保は財政運営上、非常に重要なので地域経済の活性化を図りながら、町税の底上げや各種交付金などの財源確保に一層努める。

また、町税全体の収納率は、平成26年度では97.16%に対し、平成30年度は97.79%と0.63ポイント上昇が見込まれ、年々上昇傾向であり、今後も公平負担の原則に従い、現在進めている納期改正による滞納整理期間の活用を図り、一層の向上に努めたい。

2. 財政調整基金などの基金の積立は、通常3月末において、指定寄附金や各基金の運用利息を積み立てるが、それらを増額するにあたっては、

その財源が必要となる。

しかし、現状では補正

予算の一般財源に財政調整基金を充てているため、その財源確保が困難な状況となっている。そのため、事務事業の見直しや公共施設の適正な配置の検討など、人口規模に合わせた効果的かつ効率的な財政運営への転換を図っていく必要がある、それらの効果が現れ、繰越金などにより財源を捻出し、計画的に基金へ積み増しできるように努めていく。

3. ふるさと納税の推進にあたっては、これまでも都営地下鉄への広告掲出やファミリーストランに設置される情報誌への掲載、札幌地下歩行空間でのパネル展示など、様々な活動を展開してきた。今後も福利厚生会員向けの会報誌や知名度が非常に高い週刊誌への掲載も予定しており、引き続き、事業者や関係者と共によりアイデアを出し合いながら事業拡大に取り組み、町を応援してい

ただける方々を意識した事業運営に努めていく。

4. 地方債の借入れ

は、各年度の事業量や事業の緊急性のほか、効果的な財政手法として、過疎債や辺地債など地方交付税への措置率を考慮した中で借入れしている。平成29年度末の地方債残高は約106億1千万円に対し、平成30年度末では約104億2千万円と1億9千万円減少する見込みとなっている。これは、本年度の地方債の借入額に対し、町債償還元金を上回ったため、今後も現時点では年間10億円程度の町債償還元金で推移するため、地方債の借入額の許容範囲は設定していないが、事業の必要性や緊急性などを十分考慮した中で、町債償還元金よりも借入額を抑制し、地方債残高が減少するように努めていく。

5. 町が保有する財産

は、公有財産では土地や建物の不動産や温泉権などの物件、出資による権

利などがある。物品では除雪車やバス、乗用車などの車両のほか、各種システムや装置などがあり、また、基金では、財政調整基金のほか17基金の現金などに区分され、それぞれ各担当所管で財産を管理している。その中で売却可能な不動産は、公有財産での区分が普通財産である土地や建物のうち、町が今後、行政目的が無いと判断し、売却可能と位置付けたものとなるが、直近での一般会計の売却実績は、土地では役場庁舎跡地や、イワナイリゾート用地の一部、東大浜団地跡地などを、建物ではスキー場ヒュッテや旧教員住宅などをそれぞれ売却し、平成28年度からの売却金額の合計は約1億7千万円となっている。また、今後の売却可能な不動産は、主に町営住宅跡地となるが、栄団地跡地では約6千3百㎡、相生

り、今後も東相生団地跡地が新たに追加される見通しとなっている。企業誘致の取組みの現状と対策では、再生可能エネルギー関連企業や深層水の活用を検討する企業からの問合せに対し、企業立地に係る助成制度や固定資産税の優遇措置に関する情報提供などを行うとともに、町内企業への取り組みとして、設備投資等に係る補助制度の情報提供や申請手続の支援などを行っている。

今後も引き続き、企業立地に係る優遇制度の情報提供や、後志自動車道の開通、新幹線の札幌延伸を見据えたアクセスの利便性の優位性などをアピールし、将来的なリゾート開発に伴う進出企業なども視野に、岩内港工業団地をはじめ、売却可能な町有地などへの誘致活動を進めていく。

6. 町では人口減少が

続く現状等に対応するため、各種行政改革への取り組み等を実施し、職員数もこの15年で約45名減

少した。一方、複雑かつ高度な専門性が求められる業務や複数の部署が関連する横断的業務は増加している。したがって、将来人口や今後の行政需要等との動向も踏まえ、

経済政策と

産業振興について

■質問

1. 現実の産業構造の変化と疲弊した町の経済をどのように回復させてゆくの。その十分な手立てもなく観光産業に活路を求めようとするのか。それとも、これらが同時進行で進められて行くのか。また、観光産業に至るまでの具体的な施策は何か。町の考えを伺う。

2. この町を支えるべき将来の担い手である若者への就労と定住対策をどう考えるか。

3. 町の一次産業の構成率は平成27年国勢調査

事務事業や組織の見直しを行うことは常に必要と考えており、引き続き、その時々町の現状にあつた最適な行政運営を可能にする組織づくりに取り組んでいく。

で3.5%、就労者も217人と少ないが、行政や関係団体の努力で回復できる産業でもある。

関係団体の要請を待つだけでなく、行政が自ら足を運んで協働の立場で対応するべきで、産業の振興について町の取組みの姿勢を伺う。

■町長

1. 観光による消費活動は、観光に直接関わる産業だけにとどまらず、地域の様々な産業へ幅広く波及し、経済効果や雇用を創出するなど、地域経済のリーディング産業として、地域活性化に大きく貢献することが期待

谷口 雅史 議員（公明党）

平成31年度

町政執行の

基本方針に問う



■質問■

この度の町政執行方針には人口減少対策の内容の施策が見受けられない。町長はどのような施策で取り組もうとしているのか。

民間企業職員との交流とあるがどのようなものか。

5. 地域おこし協力隊の募集に多くの機関に募集してはどうか。

1. 本年度の方針の中に他町村や、都会の方々や若者が岩内町に住んでみたいと思うような施策があるか。

6. 同じ北海道にいて岩内町の場所がわからない方々が多くいる。テレビCM等で岩内町PRの計画の予定は。

2. 町の人口減少に歯止めをかける特化した施策は。

7. 岩内高校の生徒と役員職員が町として、フィールドカフエ方式で人口減少問題等を話し合う場の設置をどう考えるか。

3. 本年1月の町政懇談会はなぜ開催されなかったのか。

■町長■

4. 町づくり推進の基盤となる「人材育成」の

1. 2. 都市部への進学や就職をきっかけに町を離れた若者がUターン

で戻ってこようと思えるための地元愛の醸成と地元企業の認知度を深めること、働く場の確保を含めた暮らし全般に関わる環境整備が重要である。人口減少対策に特化した施策については、新築・中古住宅取得補助金や移住促進補助金のほか、働く場の確保、子育てや教育、医療や福祉など、暮らし全般に関わる環境整備の充実のため施策を実施しているが、継続して取り組む必要がある。地元愛の醸成と地元企業の認知度を深める取り組みについては、岩宇まちづくり連携事業による地元産業の体験学習や地域の魅力を再認識するワークショップを進化させる。

されている。そのため、観光客に対して行政と産業と住民が一体となり、「町の持ち味」や「らしさ」、「気質・生活・文化」などを活かした「地域社会そのものの商品化」を行い、観光客に地域の魅力を体験していただき、ファンになってもらうことが、なによりも重要である。

進、ハローワーク岩内や岩内地域人材開発センターとの連携などによる就労支援を実施してきたが、正社員の雇用創出などは時間を要する課題であり、今後も関係機関と連携を図りながら継続した取り組みが必要である。

3. 漁業振興では、漁業経営の安定を図るため、「種苗放流事業」や「ナマコ等増養殖実証事業」などの資源増大事業を、事業主体となる岩内郡漁協の意向のもと多岐にわたる支援を行っている。農業振興では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための交付金のほか、酪農及び畜産業の振興を図ることを目的とした補助金など、環境保全会や酪農組合などの意向のもと農業協同組合と協議し各種の支援を行っている。産業振興策の選定においては、生産者の意向に沿った有効な支援策であることが何よりも重要であり、これまで同様に生産者との情報共有・意思疎通を十分に行い、関係機関とも連携しながら、一次産業の振興が図られるよう引き続き取り組む。

こうしたことから、町では平成28年度より岩宇4町村の連携を深め、観光地経営の視点に立った観光地域づくりに向けて、コーディネート役を担うDMO組織の形成に係る検討事業に取り組んでいる。

独立行政法人の調査によると、仕事情報の提供や転居費用の支援、出身地を離れるまでに地元への愛着と地元企業をより知っていることがUターンを後押しする傾向にあることから、町では、新築・中古住宅取得補助金や移住促進補助金のほか、子育てや教育、医療や福祉など、暮らし全般に関わる環境整備の充実に取り組んでいる。

更に、岩宇まちづくり連携事業による地元産業の体験学習や地域の魅力を再認識するワークショップを進化させ、より積極的に関係性を築くことで、若年層の就労と定住人口の維持・確保に努め、地域活性化の好循環を確保したい。

2. 都市部への進学や就職をきっかけに町を離れた若者がUターンで戻ってこようと思えるための地元愛の醸成と地元企業の認知度を深めること、働く場の確保を含めた暮らし全般に関わる環境整備が重要である。

働く場の確保のための施策としては、地場産業の育成や企業誘致の推



せ、より積極的に関係性を築くことで、移住促進と定住人口の維持・確保に努め、地域活性化の好循環を確保したい。

3. 本年は、私が町民と膝を交えて、町の仕事について気軽に相談・提案できる「おじゃまします。町長です。」を中心に行っていくという考えから、「町政懇談会」を開催しないこととした。

4. 平成27年度から平成29年度までの3年間、人材育成研修として町職員と民間企業職員による異業種交流研修を開催し、町職員29名、民間企業職員35名が参加した。職員のコミュニケーション能力の向上と多様な価値観の醸成にも繋がる大変意義のある研修となったと考えている。

5. 平成30年度は、町のホームページや首都圏の求人サイトなどに広告を掲載したほか、電子メールでの個別案内などを実施したが1名の採用

に留まり十分な結果を得ることはできなかった。要因としては、応募者の複数応募により条件面などから面接後の辞退が多かったことや、町の地理的な理解不足、家族的な事情などのほか、町としても、面接等の実施期間等に手間取るなどが考えられ、平成31年度においては、町への移住にイメージが付きやすい札幌圏の居住者に重点を置くなどして、有望な人材を早期に採用できるように取り組む。

6. 広告媒体の活用実態は、特徴が異なるため、場合によっては費用対効果が問われるなど、目的や予算に合わせて適切に媒体を選定する必要がある。町としては、同じく動画配信が可能で、情報の受け手側との双方方向やりとりができるSNSでの情報発信の充実に取り組んでいきたい。

7. 岩内高校3年生対象の思春期教室への若手職員の講師派遣や、岩宇

まちづくり連携協議会のワークショップを実施しているが、町の将来の担い手となる高校生との人口減少問題などの話し合

わが町の

ふるさと納税の宣伝は

■質問■

先日、ふるさと納税制度の返礼品を規制する地方税法改正案が衆議院を通過し、ふるさと納税返礼品の割合を3割以下、地場産品とすること等を条件としている。

わが町の特産品を全国の方々に知っていただくべく、地元事業者や関係団体の連携・協力の中で、事業展開されたと伺った。町としても、「制度本来の趣旨」に鑑みつつ、地元産品の活性化に繋げるためのアイデアを事業者や関係者と共に出し合いながら、事業拡大に取り組んでまいりま

す」と執行方針で述べており、新年度においても、ふるさと納税推進業

い場合は、地元愛の醸成に有効であり、ワールドカフェ方式での手法も含め、継続的な実施に向けて検討していきたい。

務委託料等が計上されている。そこで伺う。

1. ふるさと納税は町の宣伝が重要と思うが、現在どのような手法で行っているのか、現状はどのようなになっているのか。

2. 更に広く知っていただくために、どのような手法で行う予定しているのか。

3. 返礼品の中身の予定は。

■町長■

1. ふるさと納税は本年6月で4年目を迎えるが、これまで関東エリア

高速道路に設置されるフ

リーパーや旅行誌への掲載、東京都内・高級住宅街エリア等への情報誌配布など、様々なPR活動を実施してきた。寄附者の方々には、使い道のお知らせなどを載せた『岩内ふるさと通信』の定期的な発行や特典企画の実施など、寄附者との縁を大切にしたい良好な関係づくりに努めてきた。

2. 各種PR活動の効果を計ることは困難だが、より効果的なPR方法を模索し継続していくことが、この町や特産品を知っていただくための近道と考えている。特にファミリーストランの情報誌への掲載については寄附者からの反応が多くPR効果を強く実感している。掲載スペースの拡大を図りながら、今後も継続して実施していきたい。今後、規模の大きな会報誌や知名度が非常に高い週刊誌への掲載も予定しており、より大きな反響を期待している。

3. 現在25事業者が参加し、百品目の返礼品にまで拡充されている。現在は、水産加工品や乳製品などが主力品目であるが、本年度登録された肉製品も新たな可能性が感じられる結果となっている。今後、国による返礼品割合の上限設定や法的規制も予定されているが、町はこれまでも国が示す基準どおり運営してきた。返礼品については、各事業者において新たな商品開発に向けた作業が継続的に進められており、町としても各事業者や関係者と共にアイデアを出し合いながら事業拡大に取り組んでいく。



佐藤 英 行 議員 (市民自治を考える会)

漁業・水産加工業、製造業を核に、

歴史と文化、自然をコーディネート

した観光の推進を



■質問

そこできしか食へられないもの、特色ある歴史、裏打ちされた文化、そして自然と安らぎ、このようなことを観光客は求めて来る。

海産物、水産加工品、岩内港、良食味の米、創業100年を越す老舗、縄文時代の北海道指定文化財の東山田筒文化遺跡、木造の大阿弥陀如来像、岩内神社祭の神輿と赤坂奴、松浦武四郎が岩内を訪れ揮毫した熊野神社の扁額、木田金次郎を嚆矢とする絵の町岩内、そしてニセコ山系の山々と夕日が美しい奇岩奇石の雷電海岸、円山からの積丹半島まで俯瞰する日本夜景遺産に認定された夜景、安らぎの温泉宿、

様々な資源がある。

まさに、岩内町は港町であり、食の町であり、歴史・文化の町であり、そして豊かな自然を有する町でもある。

私は、漁業、農業、水産加工業の振興を核とし、食と歴史と文化、自然をトータル・コーディネートして観光の推進する、このことが求められていると考える。

■町長

これからの観光振興は、訪れる観光客の多様なニーズに対応しながら、さらなる地域ブランド力の向上により、観光消費を拡大させ、地域経済全体の活性化を図って

いく必要がある。

特に、観光による消費活動は、地域の様々な産業へ幅広く波及し、経済効果や雇用を創出するなど、地域経済のリーディング産業になり得るものと期待している。

このため、各種産業における生産活動において、原材料や人材などの確保を、どれだけ地域内から調達しているかという域内調達率が重要であり、産業の枠を超えて地域の様々な関係者の参画を得て進めて行く、そのための仕組みづくりが大変重要と考える。

行政においても関係部署との横断的な連携により共通認識を図りながら、観光振興を推進していく。

特別支援教育と

「特別支援教育の

生涯学習化」について

■質問

特別支援教育の理念として文部科学省は「様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるもの」としている。

北海道教育委員会によると特別支援学級に在籍している児童生徒が小中学校合わせて、平成20年度と29年度を比較すると約1.9倍に増加しており、特に、自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍者が約2.3倍に達している」と報告している。

1. 町において、身体的・精神(発達障害含む)障がいを持って、特別支援教育の対象になっている児童生徒数の平成20年度と平成29年度を比較(割合も含めて)し、その結果は。

2. 特別な支援を必要とする児童生徒の把握はどのように行っているのか。

3. 過去の5年の町における義務教育課程を修了した特別支援学級の児童生徒の進路は。また、追跡調査は行っているのか。行っているとすれば現在どのような生活を送っているのか。

4. 障がい者が不安もなく安心して社会に希望をもって生きていけるよう「特別支援教育の生涯学習化」を町としてはどのように実践しているのか。

がある。職業学科を設置している所もあるが募集人員も限定され、宿舎がないところもある。

平成29年4月に文部科学大臣のメッセージにおいて、障がいのある方々に対して、教育施策、スポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させた「特別支援教育の生涯学習化」が重要と述べている。

義務教育課程を終了後の進路先の一つとして、特別支援学校(高等部)

■教育長

1. 平成20年度、26名（全児童生徒の約2.1%）。平成29年度、39名（全児童生徒の約4.9%）。平成20年度と平成29年度の比較は1.5倍と増加している。

2. 北海道立特別支援教育センターが実施する巡回教育相談の周知や岩内町特別支援教育連携協議会による相談体制、就学時健康診断で実施する知的スクリーニングテストなどにより把握している。

今後も関係機関との連携を図り、早期発見・早期療育支援を進め、効果的な対応に取り組むたい。

3. 平成25年度から29年度までの期間で、小樽高等支援学校に15名進学、余市養護学校高等部に6名進学、就職1名で、5年間の卒業生22名中、21名が進学している。

また、個人情報の問題により追跡調査には至っていないことから、現在の

生活状況等の把握はできていない状況。

4. 町民体育館を使用する際、使用料を減免し、スポーツ活動の推進を図っていることに加え、美術館や郷土館の観覧料の減免や、自主文化事業に町内の福祉施設に入所している方を招待しているほか、小学生を対象とした劇団四季の公演に特別支援学級の児童を招待するなど、文化芸術の鑑賞機会を提供するよう努めている。

今後も、こうした取り組みを継続するとともに、国の動きを注視しながら、町における特別支援教育の生涯学習化に向けた推進体制の整備や取り組みについて、関係部署と協議・検討したい。



泊原発1，2号機そばの

F-1断層と安全対策

及び重大事故等

対策について

■質問

2011年3月11日に起きた福島第一原発事故を踏まえ、規制委員会の新規基準が適当性を審査が始まった。2013年7月に北電は泊原子力発電所の原子炉設置変更許可申請を行った。

北電が、1、2号機のそばにあるF-1断層が活断層ではないとしているが、今年2月22日開催された第685回合会で、規制委員会は「F-1断層について活断層であることは否定できない」との見解を出した。

活断層が動いた場合に建屋が損傷し、内部の機器等が損傷するおそれがあることから耐震設計上の重要度Sクラスの建物・構築物等は、活断層等の露頭がない地盤に設置、とある。

1. 耐震設計上の重要度Sクラスの建物・構築物等とは具体的にどのような建物・構築物を指すのか。

昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震において、地震の揺れの強さを示す加速度は、最大で1796ガルを記録している。震源地から50kmほど離れている栗山町の観測地点では、614ガルを記録している。現在、適合審査を受けている泊3号機の基準地震動は550ガルとしている。つまり泊原発から50km離れたところで胆振東部地震クラスの地震が来たら泊原発は耐えられない。

2. 炉心損傷防止対策、格納容器破損防止対策、放射性物質の拡散抑制対策であり、具体的に北電では、常設の代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型送水ポンプ車、代替格納容器スプレイポンプ、水素爆発を防ぐ装置の設置などの対策を講じているとのことである。なお、これらについては、基準地震動に対しても機能が損なわれることの無いような設計とすることが要求されていることから、地震動に対する耐震性やその根拠については、今後の審査会合の中で審査されるものと北電より伺っている。

3. 現在、活動が新しいF-1断層を中心に審査が行われているが、F-1断層以外の敷地内断層の評価については、その追加調査の必要性も含め規制委員会が新規基準に基づき判断するものと認識している。

国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書

国保制度がスタートした1960年代、国保に加入する世帯主の4割が「農林水産業」、3割が「自営業」でしたが、現在は、年金生活者など「無職」が4割、非正規労働者などの「被用者」が3割になっています。国保加入世帯の平均所得では、1990年代前半の「270万円」をピークに下がりが続け、いまや「139万円」にまで落ち込んでいます。（2015年度）

制度スタート当初、政府は、「無職者が加入」し、「保険料に事業主負担がない」国保を、保険制度として維持するには、「相当額の国庫負担」が必要とされていました。ところが、1984年の国保法改定で定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国保の財政運営に対する支援を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から、2015年度（2015年度）にまで低下しました。

国保加入者の貧困化・高齢化が進むなかで、国保料（税）の高騰が続く、支払能力の限界を超えています。国保の構造的な危機を打開するためには、全国知事会・市長会・町村会なども要望し続けている国保の定率国庫負担の増額、また、2014年に要望した公費を1兆円投入するなど、国庫負担を増やす以外に道はありません。

国保料（税）が協会健保などと比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平等割（世帯割）」という保険料（税）の算定方法にあります。「均等割」は、家族に子どもが増えること負担が重くなり、子どもの貧困解消や子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている地方自治体の努力を踏みにじるものとなっています。

よって、国に対し、子育て支援の観点から国保料（税）の算定にかかわる子どもの均等割については、廃止すること強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成31年3月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣

殿

岩内町議会
議長 永井 明

教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書

中央教育審議会（中教審）は1月25日、教員の長時間労働の是正に向けた答申を決定し、文部科学大臣に提出しました。不要不急な業務の削減など、業務削減の足掛かりとなる内容がある程度盛り込まれましたが、長時間労働の解消に必要な教職員増が盛り込まれませんでした。

中教審の議論では、「持ち時間数の上限を」「人材確保、予算確保を」と、多くの委員から教職員の定数増を求める意見が出されましたが、予算を伴う抜本的な改革は先送りされた形です。

答申は、「より短い在校時間でその成果を上げた教師に高い評価を付与する」と、「効率」や「時短」を重視する方向が打ち出されましたが、必要な授業準備や子どもへの丁寧な関わりが問題視されることになれば、行き届いた教育の願いから大きくずれてしまいます。

現場から聞かれる声は、教職員1人あたり、「1日4コマ」の授業負担という国の基準がなくなることが長時間労働の大本にあるとの指摘です。

教職員増なしに、現在の大幅な残業時間をなくそうとすれば、現場では無理が来ます。

よって国として、持ち時間数の上限を定め、そのための定数改善をおこなうことを柱に、非正規教員の正規化と待遇改善や、学校閉庁などで教員の夏休みや自主的研修の権利を保障するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成31年3月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

殿

岩内町議会
議長 永井 明

編集後記

「議会だより144号」をお届けいたします。第1回定例会での代表質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、代表質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）